

# 高齢者等のバス・タクシー利用料金 助成事業ご利用のしおり

## 1. 趣旨

普通自動車免許をお持ちでない方で、外出が困難な高齢者や障がいのある方の外出を支援する制度です。市民バスやタクシーで使える「優待乗車券」を券面額の半額で交付し、お使いいただくことで市民バスやタクシーを利用する際の費用負担を軽減します。

## 2. 優待乗車券について

優待乗車券の種類	負担額
100円券 10枚つづり（1,000円分）	500円
500円券 10枚つづり（5,000円分）	2,500円

- 有効期限 **令和12年3月31日まで**
- 交付上限 券面額で年度内40,000円（負担額で20,000円）まで

## 3. 優待乗車券の交付を受けるとき

- 必ず資格証をご提示ください。
- 優待乗車券は2種類あります。希望する券種と数量を伝えてください。
- 資格証の内側にあるスタンプ欄に、交付した金額分のスタンプを押します。スタンプ欄が全て埋まると、年度内は交付できなくなります。
- ※ 代理の方が資格証の申請及び優待乗車券の交付を受けることができます。その場合、使用する方の資格証をお持ちください。

## 4. 資格証の交付及び優待乗車券の取扱い窓口（※交流センターでは資格証の交付はできません）

資格証 及び 優待乗車券	優待乗車券	
雲南市役所 1階	幡屋交流センター	田井交流センター
大東総合センター市民福祉課	佐世交流センター	多根交流センター
加茂総合センター市民福祉課	海潮交流センター	入間交流センター
木次総合センター市民福祉課	鍋山交流センター	
三刀屋総合センター市民福祉課	中野交流センター	
吉田総合センター市民サポート課	温泉交流センター	
掛合総合センター市民サポート課	吉田交流センター	

## 5. 優待乗車券を使用できるバス・タクシー

### 【バス】

運行形態	地域
雲南市民バス	広域バス（吉田大東線）
	大東地域バス（大東松江乃木線含む）
	加茂地域バス
	木次地域バス
	三刀屋地域バス
吉田地域デマンド型乗合バス	
乗合タクシー	市内各地域だんだんタクシー

### 【タクシー】

事業所名	電話番号
大東タクシー	(0854) 43-2525
かみしろ	(0854) 43-2631
加茂タクシー	(0854) 49-7205
三葉タクシー	(0854) 45-2121
ハローサービス	(0854) 45-3180
掛合タクシー	(0854) 62-0003
福祉タクシーかごや	090-1936-5868
福祉タクシーきらり	090-6435-2203
福祉タクシーのたけだ	090-1013-4165
NPO法人 彩	(0854) 49-6121
福祉タクシーたいよう	090-4572-5613
あおぞらタクシー	080-5621-7939

## 6. 利用上の注意

- 優待乗車券を使用できるのは、資格証に記載された本人だけです。他者への売買・譲渡はできません。
- 優待乗車券は「おつり」が出ません。乗車料金を超えない額面のものをお使いいただき差額は現金でお支払いください。
- 施設入所、入院、又は死亡等のやむを得ない理由により優待乗車券が不要になった場合は、有効期限内のものに限り、払戻しをすることができます。

## 7. 優待乗車券の使い方

### (1) 市民バスの乗車料金に使用する場合

- バスから降りる際に「資格証」をバスの運転者に提示し、優待乗車券を運賃箱に入れてください。
- 各種障害者手帳等により、市民バス乗車料金の減免を受ける方は、減免後の乗車料金に対し、優待乗車券を使用できます。  
ただし、資格証の提示だけでは、乗車料金の減免の対象であるか確認ができませんので、減免を受ける場合は、「各種障害者手帳」、障害者手帳アプリ「ミライロID」又は「乗車減免証明書」等を一緒に提示してください。

### (2) だんだんタクシー（デマンド型乗合タクシー）の乗車料金に使用する場合

- だんだんタクシーから降りる際に「資格証」を提示のうえ、乗車料金を超えない額面の優待乗車券を運転者に渡してください。
- 各種障害者手帳等により、だんだんタクシー乗車料金の減免を受ける方は、減免後の乗車料金に対し、優待乗車券を使用できます。  
ただし、資格証の提示だけでは減免の対象であるか確認ができませんので、減免を受ける場合は「各種障害者手帳」、障害者手帳アプリ「ミライロID」又は「乗車減免証明書」等を一緒に提示してください。

### (3) タクシーの乗車料金に使用する場合

- 優待乗車券を使用できるタクシーは、「5. 優待乗車券を使用できるバス・タクシー」にある事業者のタクシーです。（福祉有償運送には使用できません。）
- タクシーから降りる際に「資格証」を提示のうえ、優待乗車券を運転者に渡してください。1回の乗車で使える優待乗車券の上限はありません。
- 乗車料金と優待乗車券の差額は現金でお支払いください。

#### 例) 乗車料金が2,850円の場合

500円券5枚、100円券3枚と現金50円、または500円券5枚と現金350円  
もしくは100円券28枚と現金50円

## 8. 優待乗車券や資格証を紛失したときは？

- ① 優待乗車券を紛失した場合  
再交付はできません。
- ② 資格証を紛失した場合  
資格証を紛失したときは、雲南市役所又は各総合センターにて再交付の手続きをしてください。再交付をした資格証には、年度内に購入された累計のスタンプを押します。

### 市内タクシー事業者による独自割引について

「身体障害者手帳」や「療育手帳」をお持ちの方は、市内タクシー事業者による乗車料金の1割引を受けることができます。乗車料金お支払い時に、手帳または障害者手帳アプリ「ミライロID」を運転者にご提示ください。この場合は、割引後の乗車料金に対し、優待乗車券を使用できます。

## この制度に関するお問い合わせ

雲南市役所 1階 健康福祉部 長寿障がい福祉課 ☎0854-40-1042